

令和6年4月10日

第10回水俣市農業委員会

## 第10回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和6年4月10日  
開会 9時30分  
閉会 10時53分
- 3 出席委員  
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君  
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君  
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君  
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君  
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君  
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君  
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君  
推進委員 13名 15番 宮森 功房 君 23番 松本 公昭 君  
16番 蒔元 政廣 君 24番 森下 義孝 君  
17番 竹本 義幸 君 25番 坂口 新一 君  
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君  
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君  
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君  
22番 池田 郁雄 君
- 4 欠席委員  
農業委員 0名  
推進委員 1名 18番 嶋田 一成 君
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 議第34号 農地法第3条の許可申請について  
議第35号 農地法第5条の許可申請について  
議第36号 農用地利用集積計画の申出について  
議第37号 農用地利用集積等促進計画の申出について
- 6 農業委員会事務局  
局長 山村 良一  
主幹 遠山 悦史  
主任 山内 哲郎  
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第10回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、7番、山内委員、8番、西本委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、13名です。 欠席者は、18番、嶋田委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は8番、西本委員にお願いします。</p>
<p>8番委員 (西本和代君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (山内哲郎君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページと2ページになります。 6件ございます。 1番と2番、6番が住宅建設に係るもので、3番、4番が宅地造成に係るもの、5番が駐車場への転用目的となります。 それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了してましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)合意解約通知について、でございます。 議案書は、3ページになります。 2件でございますが、本件は、熊本県農業公社を転貸人とした利用権設定を合意解約したもので、貸し人、借り人とも熊本県農業公社と合意解約したものです。 1番の貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに田で、面積は、2筆合計で1,507㎡です。</p>

	<p>合意解約日は、令和6年2月27日で、解約の理由は、貸し人が自己管理するということです。</p> <p>次に2番の貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田。</p> <p>面積は、5筆合計で、4,708㎡です。</p> <p>合意解約日は、令和6年2月27日で、解約の理由は、耕作不便のため、解約後は、畑として他の方に貸される予定ということです。</p> <p>1番、2番の農地の場所につきましては、議案書4ページに記載のとおりです。</p> <p>次に、報告事項(3)農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。</p> <p>議案書は、5ページと6ページになります。</p> <p>6件でございます。</p> <p>こちらは、令和6年3月8日の第9回農業委員会会議で、熊本県農業公社から借り人への農用地利用集積等促進計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。</p> <p>議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和6年3月21日付けで熊本県知事から認可されました。</p> <p>土地の所在、地目、面積は、記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和6年4月1日から令和14年2月29日までの7年11か月となっております。</p> <p>利用目的はお茶で、借賃は記載のとおり。</p> <p>利用権の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>場所は、7ページをご覧ください。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第34号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします</p>
13番委員 (山下隆敏君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、山下委員をお願いします。
13番委員	<p>議第34号、農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書1番に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、104㎡です。</p>

	<p>売買による所有権移転です。</p> <p>利用目的は、野菜の栽培。</p> <p>譲受人の状況につきましては、空き家バンク制度を利用し4月中旬には、水俣市へ移住される予定です。</p> <p>農地付き住宅を購入されます。</p> <p>耕作農地はありませんが、農業は野菜の収穫の経験があるとのことです。</p> <p>以前から農業に興味があり、自分達で食べる野菜を作る予定だそうです。</p> <p>パートナーの方と2人で耕作し、年150日以上に従事をされるとのことです。</p> <p>申請地は、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を4月5日に事務局2名、行政書士、不動産事務局、森下推進委員と行いました。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員にお願いします。
2番委員	<p>9ページの農地法第3条の許可申請2番について、ご説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、370㎡。</p> <p>譲受人の状況は、記載のとおりです。</p> <p>所有権移転、贈与になります。</p> <p>譲受人は、譲渡人の姪子さんご夫婦です。</p> <p>一緒に経営を手伝いながらやっていますが、譲渡人が高齢になりましたので、経営移譲するということで、贈与で申請されてこられました。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。</p> <p>4月5日に現地調査を行政書士、事務局2名と私の4人で行いまして、終了する頃に譲渡人も来られました。</p> <p>圃場は甘夏が植えてあり、良く管理されていまして。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第34号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第34号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第35号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。 担当委員の説明を、お願いします。
10番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議 長	10番、稲田委員をお願いします。
10番委員	議第35号、農地法第5条の許可申請1番についてご説明いたします。 議案書は13ページをご覧ください。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積は、2筆あり114㎡の内50㎡。 あと、1筆が、251㎡の内35㎡となっています。 転用目的、転用理由は、議案書記載のとおりです。 一時転用で許可日から、令和7年3月31日までの期間となっています。 申請地は、第2種農地で、賃借権です。 施設概要の事業面積が85㎡で、転用面積が85㎡。 資金計画は、議案書記載のとおりです。 申請地は、議案書14ページをご覧ください。 現地調査、確認立ち合いを4月5日に事務局2名、工事担当の方と蒔元推進委員と私で行いました。 議案書15ページに平面図がありますので、そちらのほうも一緒にご覧ください。 申請地は、整地したうえで、クレーン等の設置をされるそうで、工事完了後は、原状復帰をされるということです。 現地は、少々荒れた状態の農地となっていますが、周辺農地への影響もないと考えられます。

	従いまして、第5条の許可要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第35号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第35号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第36号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 まず、新規設定の1番から8番と13番、再設定を審議した後、新規設定の9番から12番を審議いたします。 担当委員は、新規設定、再設定、併せて説明をお願いします。
6番委員 (寒川 勝君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、寒川委員をお願いします。
6番委員	17ページをご覧ください。 議第36号、農用地利用集積計画の申出について、利用権新規設定の1番について説明します。 貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積が638㎡です。 もう1筆の土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積が748㎡です。 合計で、1,386㎡になります。 始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日まで、期間が10年です。

利用目的は、水稻。

借賃は、無償です。

利用権の種類は、使用貸借権です。

申請地は、23ページをご覧ください。

借り人の経営面積は、3,283㎡を夫婦2人で水稻栽培をされています。

作業従事日数も270日で、農地の効率的且つ、総合的な利用の確保には、支障はないと思います。

依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして、同じ17ページの新規設定の2、3、4番について説明します。

借り人は、2、3、4番とも同一人物ですので、一緒に説明します。

2番、借り人、貸し人、土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳現況共に田です。

面積は、1,072㎡です。

始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日まで、期間が10年です。

利用目的は、米と野菜です。

利用権の種類は、使用貸借権です。

借賃は、無償です。

申請地は、2、3、4番ともに最後に一緒に説明します。

3番、借り人、貸し人、土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳が田、現況は畑です。

面積は、1,533㎡です。

始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日まで、期間が10年です。

利用目的は、米と野菜です。

利用権の種類は、使用貸借権で、借賃は、無償です。

4番、借り人、貸し人、土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳が田、現況は畑です。

面積は、461㎡です。

始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日まで、期間が10年です。

利用目的は、野菜です。

利用権の種類は、使用貸借権で借賃は、無償です。

申請地ですが、24ページをご覧ください。

借り人は、新規就業者で、借入地10,403㎡で米、野菜を作っておられます。

農作業従事日数も240日で、頑張って農業をされ、集落にも溶け込んでおられます。

依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして5番、18ページをご覧ください。

借り人、貸し人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。



地目は、台帳現況共に田です。  
面積は、488㎡です。  
始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日まで、  
期間が10年です。  
利用目的は、水稻です。  
利用権の種類は、賃借権です。  
借賃は、玄米30kgとなっています。  
申請地は、25ページをご覧ください。  
借り人は、経営面積6,606㎡を2人で水稻、野菜を栽培されて  
います。  
農業従事日数も200日で、農地も効率的に利用されています。  
依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満  
たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。  
次は、21ページをご覧ください。  
議題36号、農用地利用集積計画の申出について、再設定1番を  
説明します。  
貸し人、借り人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。  
3筆あります。  
地目は、台帳現況共に田です。  
面積は、1,214㎡。  
もう一筆は、地目は、台帳現況共に田です。  
面積は、1,143㎡です。  
同じく、3筆目も地目は、台帳現況共に田です。  
面積は、1,324㎡。  
合計で3,681㎡です。  
始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日まで、  
期間が10年です。  
利用目的は、水稻です。  
利用権の種類は、賃借権です。  
申請地は、31ページをご覧ください。  
借り人は、皆さんご存じですが、土地の総合的利用と周辺との調  
和と、何ら問題はありません。  
依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満  
たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。  
続きまして、21ページの2番です。  
貸し人、借り人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。  
地目は、台帳現況共に田です。  
面積は、503㎡です。  
始期終期は、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで1年  
間です。  
利用目的は、水稻。  
利用権の種類は、使用賃借権です。  
借賃は、無償となっています。  
申請地は、32ページをご覧ください。  
借り人は、一人で3,006㎡を水稻栽培されています。  
農作業従事日数も200日ということで、非常にまじめに農業に

	<p>取り組んでおられる方です。</p> <p>依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて3番です。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田です。</p> <p>面積は、3,743㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日まで、期間が10年です。</p> <p>利用目的は、野菜。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>借賃は、無償となっています。</p> <p>申請地は、33ページをご覧ください。</p> <p>借り人は、経営面積3,743㎡を2人で、野菜栽培をされています。</p> <p>作業従事日数も200日という事で、農地の効率的利用、周辺との調和等についても問題はありません。</p> <p>依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>10番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、10番、稲田委員にお願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>議第36号、農用地利用集積計画の申出の6番について、ご説明いたします。</p> <p>6番は、先程説明がありました場所に隣接する所です。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田。</p> <p>面積が、1,831㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間。</p> <p>利用目的は水稻。</p> <p>賃借権で物納となっています。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。</p> <p>借り人の方は、水稻を主に栽培しておられ、経営面積が、自作地5,285㎡、借入地6,792㎡で、兼業ですが、年間作業日数も250日以上で、母親と一緒に作業をされています。</p> <p>以上ですが、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>8番委員 (西本和代君)</p>	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、8番、西本委員にお願いします。
8番委員	<p>18ページの7番についてご説明いたします。 農用地利用集積計画の申出の新規設定の7番です。 貸し人、借り人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は台帳現況共に田。 面積は、1,724㎡。 始期終期は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。 利用目的は水稻。 借賃は無償で、使用貸借権です。 場所は、26ページをご覧ください。 昨年までは貸し人の方が耕作されていたそうです。 借り人の方は、自作地が5,142㎡。 少し離れたところに、農機具等の運搬が不便だということで、2,045㎡の貸付けをされています。 依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくご説明いたします。</p>
14番委員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。
議 長	はい、14番、鬼塚委員にお願いします。
14番委員	<p>農用地利用集積計画の申出、新規の8番について、ご説明いたします。 貸し人、借り人、土地の所在は、議案書18ページ記載のとおりです。 地目は3筆とも、台帳現況共に畑です。 面積は、3筆合計で、5,846㎡です。 始期終期は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。 利用目的は果樹で、デコポンとレモンを生産されています。 利用権の種類は、賃借権となっています。 借賃は、議案書に記載のとおりです。 借り人は、自作地8,531㎡、借入地3,282㎡、合計11,813㎡です。 農業従事者は、借り人と奥様の2人で、従事されており、借り人の両親が手伝われているそうです。 農作業従事日数は、年間300日です。 申請地は、議案書の27ページをご覧ください。 先日、中村委員と園地確認にいきましたところ、草刈り作業をされていて、綺麗な園地でした。 依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、御審議の程よろしくご説明いたします。</p>

	<p>ます。</p> <p>続きまして、農用地利用集積計画の申出の再設定、4番について説明いたします。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在は、議案書21ページに記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳が宅地、現況は樹園地となっており、面積は、4,423.84㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。</p> <p>利用目的は果樹で、しらぬい、デコポンを生産されています。</p> <p>借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>借り人の経営面積は4,424㎡です。</p> <p>借り人1人で農業に従事されています。</p> <p>農作業従事日数は、250日です。</p> <p>申請地は、議案書の34ページをご覧ください。</p> <p>先日、中村委員と園地確認に行きましたところ、剪定されていて、良く管理されていました。</p> <p>依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>12番委員 (前田仁君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、12番、前田委員にお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>それでは引き続き、ご説明いたします。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>利用権新規設定ですが、貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、2筆とも台帳現況共に田です。</p> <p>面積は、2筆合計1,188㎡。</p> <p>始期終期は、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの期間10年です。</p> <p>利用目的は水稻。</p> <p>借賃は、無償で利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>借り人の経営面積は記載のとおりですが、この水田は今までは、借り人の義理の父が借りられていましたが、体調が良くないということで、今回、契約の期限が来た為、借り人が借りられるということでした。</p> <p>このような事情で、新規での申出となったとの事です。</p> <p>以前から同居しておられて、実質は、借り人の方が農作業に従事しておられますし、約456㎡の耕作地と今回の借地を合わせて、約5,750㎡の経営面積となりまして、農業従事日数も200日を超えています。</p>

	<p>また、貸し人の方は、90歳を超えておられまして、後継者もないという事で、以前から耕作の依頼があり、今回も借りる事となったということです。</p> <p>所在地は、30ページをご覧ください。</p> <p>次に、利用権の再設定について説明します。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>再設定の6番ですが、貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田。</p> <p>面積は、1,615㎡。</p> <p>始期終期は、記載のとおりで、期間は5年です。</p> <p>利用目的は水稻。</p> <p>借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>借り人の経営面積は記載のとおりで、奥さんと二人で従事しておられますし、農繁期には息子さん達が手伝いに来てくれるということでした。</p> <p>農作業従事日数も200日を超えています。</p> <p>頑張っておられます。</p> <p>貸し人の方は、先程と同じ方で、引き続き耕作の依頼があったということです。</p> <p>所在地につきましては、36ページをご覧ください。</p> <p>以上ですが、新規設定の13番と、再設定の16番につきましては、何ら問題はないと思われまますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
7番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7番、山内委員にお願いします。
7番委員	<p>農用地利用集積計画の申出、再設定の5番についてご説明いたします。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在は、議案書の22ページの5番に記載されているとおりです。</p> <p>面積は、709㎡。</p> <p>始期終期は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。</p> <p>利用目的は、水稻栽培です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借賃は記載のとおりです。</p> <p>借り人の経営面積は、15,424㎡で、農業従事者は本人のみで水稻と玉葱の栽培をされています。</p> <p>農業従事日数は200日以上で、非常に頑張っておられる方です。</p> <p>申出地は、35ページに記載のとおりです。</p>

	<p>利用目的は水稻と申し上げましたが、裏作で玉葱を作っていました、今年も玉葱を栽培されており、きちんと今も管理されています。</p> <p>この度、5年間の利用権の期限が来ましたので、利用権の再設定の申出です。</p> <p>依って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第36号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番から8番及び13番、再設定の1番から6番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第36号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の1番から8番及び13番、再設定の1番から6番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議第36号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の9番から12番の議案を審議いたします。</p> <p>なお、新規設定の9番から12番の借り人である淵上委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、淵上委員の退場をお願いします。</p>
	(淵上委員退場)
9番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、9番、戸次委員をお願いします。
9番委員	<p>議第36号、農用地利用集積計画の申出について、利用権新規の9番から12番を説明します。</p> <p>議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>9番から12番まで、借り人は同一の為、一括で御説明いたします。</p> <p>まず、番号9番、貸し人、土地の所在は、議案書記載のとおりで</p>

	<p>す。</p> <p>地目は、台帳現況共に田。 面積が690㎡で、外1筆、2筆合計で1,271㎡です。 10番、貸し人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積は323㎡、外3筆で、4筆合計が1,484㎡です。 11番、貸し人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田。 面積は、1,117㎡です。 まず、11番までの場所は、議案書28ページをご覧ください。 今まで作っておられましたが、三方とも高齢の為出来ないということで、作ってほしいと依頼があったそうです。 借り人の自宅も場所的に近いということで、今回、作られるということです。 続きまして12番、3筆ありまして、貸し人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田。 面積は、717㎡。 次の地目は、台帳現況共に田。 面積は、518㎡の内の380㎡。 次の地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、312㎡。 3筆合計で1,409㎡。 現地は、29ページをご覧ください。 借り人のご説明させていただきます。 4筆とも、始期終期は、令和6年5月1日から令和11年4月30日の5年間です。 利用目的は、9番から11番が水稻。 12番が、水稻と野菜です。 借賃は無償、使用貸借権となります。 経営面積は、議案書記載のとおりで、水稻を作られています 農作業日数は、300日ということです。 12番は、前は他の人が作っておられたそうですが、作られないということで、本人も遠方にいる為出来ないということで、今回は借り人のほうにお願いされたそうです。 以上ですが、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われしますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第36号、農用地利用集積等促進計画の申出についての、新規設定の9番から12番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第36号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の9番から12番については、承認することに決定いたします。 渚上委員の入場を認めます。
	(渚上委員入場)
議 長	次に移ります。 議第37号、農用地利用集積等促進計画の申出について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
10番委員	はい、議長。
議 長	はい、10番、稲田委員をお願いします。
10番委員	議第37号、農用地利用集積等促進計画の申出、再配分1番について説明させていただきます。 貸し人、転貸人、転借人、及び土地の所在は、議案書38ページ記載のとおりです。 申請地は、元々、貸し人から転借人が借りて牧草を栽培されておりましたが、今回、貸借期限の周期が来ることに伴い、再度更新するものです。 地目は、台帳は畑、現況は牧草地となっています。 面積が、24,481㎡です。 始期終期が、令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間となっています。 利用目的は酪農。 利用権の種類は使用貸借権となっています。 借賃は無償。 借り人の経営面積は、借入地24,481㎡です。 従事者は1名で行うそうです。 申請地は、議案書の41ページをご覧ください。 依って、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。



<p>1 番委員 (坂本隆司君)</p>	<p>次は、私の担当ですので、私から説明します。 議第 3 7 号、農用地利用集積等促進計画の申出の 2 番について説明いたします。 議案書の 3 8 ページをご覧ください。 貸し人、借り人、土地の所在は、議案書に記載されております。 申請者は元々、貸し人から転借人が借りて、アボカド、レモンを栽培されていましたが、今回、賃借の期限終期が来ることに伴い、再度、更新で申出がありました。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、1, 8 6 5 m<sup>2</sup>。 始期終期は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 1 1 年 5 月 3 1 日まで、期限 5 年間。 利用目的は、柑橘です。 借賃は、記載のとおりです。 利用権の種類は、賃借権です。 借賃は、議案書に記載のとおりです。 4 名で、耕作と野菜などの販売もされているところです。 申請地は、4 2 ページをご覧ください。 もともとアボカドを植えておられたんですが、露地で枯れてしまったので、現在はハウスでアボカドをされて、露地のほうはレモンを栽培されています。 ハウスできちんと実もなっています。 周りには金柑を植えておられ、頑張っておられます。 依って、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>1 3 番委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、1 3 番、山下委員にお願いします。</p>
<p>1 3 番委員</p>	<p>議第 3 7 号、農用地利用集積等促進計画の申出の再配分 3 番について、御説明いたします。 議案書、3 8 ページをご覧ください。 貸し人、借り人、土地の所在は、議案書 3 8 ページの 3 番に記載のとおりです。 申出地は、元々貸し人が転貸人から借りて、水稻を栽培されていますが、今回、賃貸の期限の終期が来ることに伴い、再度更新するものです。 地目は台帳現況共に田。 面積は、6 2 4 m<sup>2</sup>です。 始期終期は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 1 1 年 4 月 3 0 日まで、期限 5 年間となっています。 利用目的は、水稻。 利用権の種類は、賃借権です。</p>

	<p>借賃は、議案書の記載のとおりです。  借り人の経営面積は、自作地4, 225㎡で、借入地は、624㎡です。  2名で農業に従事され、年間150日以上従事されます。  申出地は、議案書43ページをご覧ください。  続きまして、8番と9番を説明いたします。  議案書の39ページと40ページになります。  貸し人、借り人、土地の所在は、議案書39、40ページの8番、9番となります。  申出地は、元々、貸し人が転貸人から借りて、水稻を栽培されていましたが、今回、期限の終期が来ることに伴い、再度更新するものです。  地目は、台帳現況共に田。  面積は、4筆合計で3, 484㎡です。  次の9番は同じ借り人です。  土地の所在は、議案書に記載のとおりです。  地目は、台帳現況共に田。  面積は、1, 977㎡です。  始期終期は、8番9番共に、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの、5年間となっています。  利用目的は、水稻。  利用権の種類は、8番が賃貸借です。  借賃は、議案書記載のとおりです。  9番は、使用貸借で、無償となっています。  借り人の経営面積は、自作地が3, 288㎡です。  借入地は、8番、9番合計で5, 461㎡です。  2名で従事され、年間150日以上農業に従事されます。  申出地は、43ページをご覧ください。  依って、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>3番委員  (中村清治君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、3番、中村委員にお願いします。</p>
<p>3番委員</p>	<p>議第37号、農用地利用集積等促進計画の申出の再配分、4番から7番について説明いたします。  議案書は38ページをご覧ください。  貸し人、借り人、土地の所在は、議案書38ページの4番から7番に記載のとおりです。  申出地は、元々、貸し人が転貸人から借りて、水稻を栽培されていますが、今回、賃借期限の延期が来ることに伴い、再度配分するものです。</p>

	<p>4番、地目は、台帳現況共に田。 面積は、671㎡です。 始期終期は、令和6年6月1日から令和11年5月31日までの、5年間となっています。</p> <p>5番の面積は、3筆ありまして合計、3,602㎡。 6番の面積は、2筆ありまして合計1,743㎡。 7番の面積は、3筆ありまして合計の3,011㎡です。 地目は、台帳現況共に田です。 始期終期は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの、5年間。 利用目的は水稻。 賃借権です。 借賃は議案書記載のとおりです。 借り人の経営面積は、借入地、田が36,401㎡となっています。</p> <p>申出地は、議案書43ページをご覧ください。 基盤整備された農地です。 依って、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、議質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第37号、農用地利用集積等促進計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第37号、農用地利用集積等促進計画の申出については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第10回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員